

# 交通災害共済

## 四月に実施 家族そろって加入を

市は、一日一円、年間にして三六〇円というわずかな掛金で、万一交通事故にあつたとき、最高五〇万円までもらえる「交通災害共済制度」を、四月一日から実施することになりました。最近の交通事故による死傷事故は、残念なことに年々ふえる一方です。そこで、けがや事故があつても、この共済制度に加入することによつて、市民がおたがい助けあい、不幸にして事故にあつた場合、経済的負担を少しでも軽くしようというわけです。

### 申込みはかんたん

#### 市民ならどなたでも

この「交通災害共済制度」は、長門市に居住して住民登録または外国人登録がしてある人なら、だれでも加入できます。

掛金はひとり年額三六〇円、加入者の資格期間は、四十三年四月一日から一年間です。

加入の申込みは、後日区長さんを通じて申込用紙に、必要事項を記入し、共済掛金三六〇円をそえて申込みください。申込みは二月中旬から受付けますが、共済制度は四月一日からになります。

(●市内にある会社、工場等の

### 最高五〇万円から

#### 五百円まで

企業体で団体加入する場合は、事業主が重複加入しないよう注意してください

加入者であれば、全国どこでもこつた交通事故でも、共済金もらえます。共済金の最高は、死亡の場合で五〇万円、けがは治療期間により、次のようになっています。

- ▼死亡の場合は(事故発生の日から一八〇日以内に死亡した場合) 五〇万円
- ▼全治六か月以上のけがは九万円

- ▼全治三か月以上のけがは、四万五千円―八万九千五百円
  - ▼全治一か月以上のけがは、一万五千円―四万四千五百円
  - ▼全治一週間以上のけがは、三千五百円―一万四千五百円
  - ▼全治一週間未満のけがは、五百円―三千円
- (傷害一日につき五百円)
- 共済金をもらうときは、警察署で発行する事故証明書と、医師の診断書をもつて総務課においていただければ、共済金をおわたします。
- ただし、無免許運転、よつばら

### 自転車リヤカーのけがでも共済金

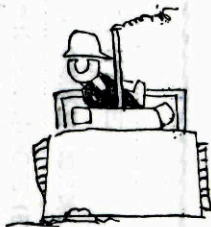
この共済制度では、自動車による事故だけでなく、自転車やリヤカーなどでけがをした場合でも共済金ももらえます。

(対象となる事故の範囲は道交法という車輛以外に汽車、電車、エレベーター等が含まれ、駅や道路進行中建造物、工作物の落下等による事故も対象となります。)

い運転 による事故ではもらえません。(被害者は共済金ももらえます。)

## ただ今 道路工事中

今、市内あちこちで道路の舗装や下水道工事が行なわれています。このため通行止めや通行に不便をかけるところがありますので、ご注意とご協力をお願いします。



- 舗装工事..... 長門税務署前  
230メートル(2月25日完成予定)
- 下水道工事..... 湊1区海岸通り潮陽館前270メートル(3月31日完成予定)
- ▶湊2区海岸通り 浜永製粉工場前342メートル(2月1日から3月31日まで全面通行止め)

## 選挙人名簿追加登録の

### 申出は3月1日まで

満20才に達した人、または選挙人名簿に登録されていない人で、昭和42年12月1日以前より本市に居住している人は3月1日までに登録の申出をされないと、参議院選挙、県知事選挙に投票することができません

届出事務は、市窓口係各支所で取り扱っています。

- 1、市外より転入されたとき(されるときは)住所地の市町村の発行した住民異動届「選挙人名簿登録(未登録)証明書」をそえて申出を
- 2、満20才に達したときは申出を。
- 3、市外へ転出、市内の異動の時は住民異動届を